

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 27 日 (金) 第 92 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 鹿 児 島 県 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (議 事 課 取 扱 い) 2
- 言 語 と し て の 手 話 の 認 識 の 普 及 及 び 手 話 を 使 用 し や す い 環 境 の 整 備 に 関 す る か ご し ま
県 民 条 例 (※) (政 務 調 査 課 取 扱 い) 3
- 職 員 の 服 務 の 宣 誓 に 関 す る 条 例 及 び 鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 服 務 の 宣 誓 に 関 す る 条 例
の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (人 事 課 取 扱 い) 7
- 鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (人 事 課 取 扱 い) 8
- 鹿 児 島 県 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 , 旅 費 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
条 例 (※) (人 事 課 取 扱 い) 8
- 鹿 児 島 県 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (市 町 村 課 取 扱 い) 10
- 鹿 児 島 県 手 数 料 徴 収 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (財 政 課 取 扱 い) 12
- 議 会 の 議 員 そ の 他 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
(※) (総 務 事 務 セ ン タ ー 取 扱 い) 14
- 鹿 児 島 県 歴 史 資 料 セ ン タ ー 黎 明 館 ^{れい} の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
(※) (文 化 振 興 課 取 扱 い) 15
- 鹿 児 島 県 無 料 低 額 宿 泊 所 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 (※)
(社 会 福 祉 課 取 扱 い) 16
- 鹿 児 島 県 食 品 行 商 取 締 条 例 を 廃 止 す る 条 例 (※) (生 活 衛 生 課 取 扱 い) 16
- 動 物 の 愛 護 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (生 活 衛 生 課 取 扱 い) 17
- 食 品 衛 生 法 施 行 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (生 活 衛 生 課 取 扱 い) 17
- 鹿 児 島 県 工 業 技 術 セ ン タ ー 手 数 料 及 び 使 用 料 徴 収 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※)
(産 業 立 地 課 取 扱 い) 18
- 鹿 児 島 県 立 職 業 能 力 開 発 校 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (雇 用 労 政 課 取 扱 い) 19
- 鹿 児 島 県 漁 港 管 理 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (漁 港 漁 場 課 取 扱 い) 19
- 大 隅 加 工 技 術 研 究 セ ン タ ー 使 用 料 徴 収 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※) (農 政 課 取 扱 い) 20
- 鹿 児 島 県 立 農 業 大 学 校 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※)
(経 営 技 術 課 取 扱 い) 20

- 病虫害防除所の名称, 位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例 (※) (経営技術課取扱い) 21
- 鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例 (※) (農産園芸課取扱い) 21
- 鹿児島県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例 (※) (河川課取扱い) 23
- 鹿児島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例 (※) (河川課取扱い) 23
- 鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例の一部を改正する条例 (※) (河川課取扱い) 24
- 鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例 (※) (港湾空港課取扱い) 24
- 鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例 (※) (都市計画課取扱い) 25
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (※) (教職員課取扱い) 25
- 鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例 (※) (教職員課取扱い) 26
- 鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (※) (社会教育課取扱い) 26

条 例

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 6 号

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会委員会条例 (平成 3 年鹿児島県条例第 33 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表産業経済委員会の項を次のように改める。

産業観光経済委員会	10人	(1) P R ・ 観 光 戦 略 部 の 分 掌 に 属 す る 事 項 (2) 商工労働水産部の分掌に属する事項 (3) 農政部の分掌に属する事項 (4) 労働委員会の所管に属する事項 (5) 海区漁業調整委員会の所管に属する事項 (6) 内水面漁場管理委員会の所管に属する事項
-----------	-----	--

第 2 条の表企画観光建設委員会の項を次のように改める。

企画建設委員会	11人	(1) 企画部の分掌に属する事項 (2) 土木部の分掌に属する事項 (3) 収用委員会の所管に属する事項 (4) 工業用水道部の所管に属する事項
---------	-----	---

附 則

- 1 この条例は, 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に改正前の鹿児島県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第 2 条に規定する次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長，副委員長又は委員である者は，それぞれ施行日において改正後の鹿児島県議会委員会条例（以下「新条例」という。）第 2 条に規定する同表の右欄に掲げる常任委員会の委員長，副委員長又は委員となるものとする。

左 欄	右 欄
産業経済委員会	産業観光経済委員会
企画観光建設委員会	企画建設委員会

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 2 条の常任委員会に付託されている事件は，新条例第 2 条の規定により当該事件に係る事項を所管する常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

.....

言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園 訓

鹿児島県条例第 7 号

言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 手話の普及等（第 7 条—第 16 条）

第 3 章 鹿児島県手話施策推進協議会（第 17 条）

附則

手話は，音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し，手や指，体の動きや表情などにより視覚的に表現される独自の言語である。

鹿児島県では，明治 33 年に盲啞者教育のための私立学校が創立され，明治 35 年に「聾啞教授手話法」を発行し，専ら手話法によるろう教育を行うなど，手話は，ろう者の言語として使用されていた。

一方で，手話は，法的に言語として認められておらず，昭和初期には，口話法によるろう教育への切替えがなされるなど，社会的にも制度的にも手話を習得し，使用することが制約された時代が長く存在している。

こうした中であっても，手話は，ろう者をはじめとする関係する多くの人々の間で大切に受け継がれ発展してきた。

平成 18 年に，国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において，手話は言語で

あると定義され、言語として国際的に認知され、平成23年に改正された障害者基本法では、手話が言語に含まれること、すなわち、手話が言語であることが法的に認められた。また、ろう者が意思疎通の手段として手話を選択し、手話によって情報を取得する機会の確保やその拡大が明確化された。

平成26年には、障害者の権利に関する条約が批准され、手話が言語であるとの位置付けは、制度的には確立された。

しかしながら、ろう者にとって音声言語である日本語の習得は容易ではなく筆談等では意思疎通が図れないことがあることや手話が日本語とは異なる独自の言語であることについて、県民の理解はいまだ十分に深まっているとは言い難く、ろう者は社会生活上の生きづらさを抱えている。

このような中、鹿児島県では、平成11年に「鹿児島県福祉のまちづくり条例」を制定し、全ての県民が、障害者等について理解を深め、障害者等があらゆる分野の活動に主体的かつ自主的に参加できる環境づくりを推進している。

また、平成26年に「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」を制定し、県民の障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消に取り組んできているところである。

このような背景を踏まえ、言語としての手話の認識の普及及びろう者の手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備を図り、ろう者である県民とろう者以外の県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、言語としての手話の認識の普及及び手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備（以下「手話の普及等」という。）に関する基本理念を定め、県の責務等並びに県民、ろう者（聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。）、手話通訳を行う者及び事業者その他の関係者（以下「県民等」という。）の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本事項を定めることにより、手話の普及等に関する施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 手話の普及等は、手話が、独自の体系を有する言語であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとともに、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、又は他人との意思疎通を図る手段として必要な言語であるという認識の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第 3 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及

等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするものとする。

（市町村等との連携及び協力等）

第4条 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村その他の関係機関及び関係団体（以下「市町村等」という。）並びに県民等と連携し、及び協力するものとする。

- 2 県は、手話の普及等に果たす市町村の役割の重要性に鑑み、市町村が手話の普及等に関する施策を実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

（県民等の役割）

第5条 県民等は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、県及び市町村が行う手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進に努めるものとする。
- 3 手話通訳を行う者は、手話通訳に関する知識及び技能の向上並びに基本理念に対する県民の理解の促進に努めるものとする。
- 4 事業者は、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

（手話の普及等に関する施策を推進する上での配慮）

第6条 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に十分配慮するものとする。

第2章 手話の普及等

（施策の策定及び推進）

第7条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話の普及等に関する施策を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 鹿児島県障害者施策推進協議会条例（昭和49年鹿児島県条例第21号）第1条の鹿児島県障害者施策推進協議会（以下「障害者施策推進協議会」という。）は、県が前項の規定により手話の普及等に関する施策を策定しようとするときに、県から障害者基本法第11条第5項の規定により意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、あらかじめ、第17条第1項の鹿児島県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

- 3 前項の規定は、第1項に規定する施策の変更について準用する。
- 4 知事は、毎年度、第1項に規定する施策の前年度の実施状況について、県議会に報告し、これを公表するものとする。
- 5 県は、第1項に規定する施策について、必要に応じて見直しを行うものとする。

（手話を習得するための支援体制の整備）

第8条 県は、市町村等と連携し、聴覚障害者が乳幼児期からその家族その他の関係者とともに手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供及び相談、手話に接する機会の確保その他手話を習得するために必要な支援を行う体制の整備を図るものとする。

（手話を学ぶ機会の確保等）

第9条 県は、市町村等並びにろう者及び手話通訳を行う者と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

2 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、その職員が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

（手話を用いた情報発信等）

第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得できるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話によりその安全を確保するために必要な情報を取得することができるよう、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

（手話通訳を行う人材の育成等）

第11条 県は、手話通訳を行う者の確保、能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、手話通訳を行う者及びその指導者の養成その他の必要な施策を実施するものとする。

2 県は、市町村と連携して、ろう者が手話通訳を行う者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けられることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

（学校における取組の推進）

第12条 ろう者である幼児、児童又は生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を学び、又は手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児等が通学する学校の設置者は、ろう児等及びその保護者等に対し、手話を学ぶ機会を提供するとともに、ろう児等及びその保護者等の手話に関する教育に係る相談及び支援に努めるものとする。

（観光旅行者等への対応）

第13条 県は、ろう者である観光旅行者その他の滞在者が安心して県内に滞在することができるよう、手話の普及等に努めるものとする。

（事業者への支援）

第14条 県は、第5条第4項の規定により手話の使用に関して必要かつ合理的な配慮を行う事業者に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（手話に関する調査研究）

第15条 県は、ろう者及び手話に関わる者が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

（財政上の措置）

第 16 条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 鹿児島県手話施策推進協議会

(手話施策推進協議会)

第 17 条 次に掲げる事務を行わせるため、鹿児島県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(1) 第 7 条第 2 項の規定により、障害者施策推進協議会に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

2 この条例に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 4 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

.....

職員のサービスの宣誓に関する条例及び鹿児島県地方警察職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 8 号

職員のサービスの宣誓に関する条例及び鹿児島県地方警察職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 26 年鹿児島県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「基き」を「基づき」に改める。

第 2 条第 1 項中「但し」を「ただし」に改め、同条第 3 項中「あと」を「後」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

第 3 条中「外」を「ほか」に改める。

(鹿児島県地方警察職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 鹿児島県地方警察職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 29 年鹿児島県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「基き」を「基づき」に改める。

第 2 条第 1 項中「あらたに」を「新たに」に、「職員は、」を「職員は」に改め、同条第 3 項中「あらたに」を「新たに」に、「あと」を「後」に改め、同項を同条第 4 項とし、同

条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「これ」を「これら」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、警察本部長は、別段の定めをすることができる。

第 3 条中「外」を「ほか」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 9 号

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 35 年鹿児島県条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 20 号から第 24 号までを次のように改める。

(20)から(24)まで 削除

第 4 条第 1 項第 1 号中「第 5 号」を「第 6 号」に、「第 4 号」を「第 5 号」に改め、同項第 2 号中「限る」の次に「。次号において単に「家畜伝染病」という」を加え、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同項第 3 号中「前号」を「第 2 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 職員が、家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で知事が人事委員会と協議して定めるものに従事したとき。

第 4 条第 2 項ただし書中「同項第 5 号」を「同項第 6 号」に改める。

第 14 条第 2 項中「250 円」を「300 円」に改める。

第 22 条から第 26 条までを次のように改める。

第 22 条から第 26 条まで 削除

第 44 条第 2 項中「300 円」を「350 円」に改める。

附 則

1 この条例中第 2 条、第 4 条及び第 22 条から第 26 条までの改正規定並びに次項の規定は公布の日から、その他の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例第 4 条の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

.....

鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第10号

鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（平成31年鹿児島県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中「除く。）」の次に「並びに給与条例附則第8項に規定する者に適用される給料表」を加える。

第5条第1項中「規定する職員」の次に「又は給与条例附則第8項に規定する者」を加え、同条第3項の表に次のように加える。

給与条例附則第8項に規定する者に適用される給料表	2級	44号給
--------------------------	----	------

第5条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第5条の2 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、職員勤務時間条例第19条、学校職員勤務時間条例第19条又は警察職員勤務時間条例第18条の規定により任命権者が定める休暇（無給の休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条第3号に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第10条の2 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額の100分の25を夜間勤務に係る報酬として支給する。

第11条中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「」、
「」という。）」及び「12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「」を削り、同条を第10条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の給料の調整額に相当する報酬等)

第11条 第 8 条及び第10条から前条までに規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員には、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、給料の調整額に相当する報酬、地域手当に相当する報酬及び特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

第12条第 3 項中「第 8 条第 1 項、第 2 項又は第 5 項の規定による報酬を受けるべき」及び「、若しくは失職し」を削り、「職員に」を「パートタイム会計年度任用職員に」に、「第 8 条第 1 項、第 2 項又は第 5 項の規定による報酬の額」を「第 8 条の規定による報酬の額に前条の規定による給料の調整額に相当する報酬及び地域手当に相当する報酬の額を加算した額」に改め、同条第 4 項中「事項を」を「事項及び任命権者が人事委員会と協議して別に定める事項を」に改める。

第13条中「である場合」を「(無給の休暇を除く。)による場合」に改める。

第14条第 1 号中「の額」の次に「に第11条の規定による給料の調整額に相当する報酬及び地域手当に相当する報酬の額その他任命権者が人事委員会と協議して定める報酬の額(以下「給料の調整額に相当する報酬等の額」という。)を加算した額」を加え、同条第 2 号中「の額」の次に「及び給料の調整額に相当する報酬等の額の合計額」を加え、同条第 3 号中「の額」の次に「に給料の調整額に相当する報酬等の額を加算した額」を加える。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の 1 条を加える。

(休職者の給与)

第16条 会計年度任用職員が休職にされたときは、任命権者が人事委員会と協議して別に定める場合を除き、その休職の期間中、給与は支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

2 鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「又は」を「, 」に改め、「第12条」の次に「又は鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(平成31年鹿児島県条例第16号)第16条」を加える。

(鹿児島県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

3 鹿児島県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「の額」の次に「に同条例第11条の規定による給料の調整額に相当する報酬の額を加算した額」を加える。

.....

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第11号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表 P R ・観光戦略部の表 1 の項第 5 号中「第 3 項の」を「第 2 項の」に改める。

別表くらし保健福祉部の表21の 2 の項第 7 号中「第16条第 1 項」の次に「（法第24条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第10号中「第22条の 6 第 2 項」を「第21条の 5 第 2 項」に改め、同項第11号中「第22条の 6 第 3 項」を「第22条の 6」に改め、同項第12号中「第23条」を「第23条第 1 項から第 4 項まで（法第24条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）」に、「及び命令」を「等」に改め、同項第13号中「第24条第 1 項」の次に「（法第24条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）」を加え、同項中第30号を第36号とし、第15号から第29号までを 6 号ずつ繰り下げ、同項第14号中「第25条第 1 項から第 3 項まで」を「第25条第 2 項から第 4 項まで」に改め、同号を同項第19号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(20) 法第25条第 5 項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表くらし保健福祉部の表21の 2 の項第13号の次に次の 5 号を加える。

(14) 法第24条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による勧告及び命令

(15) 法第24条の 2 第 3 項の規定による報告の徴収及び立入検査

(16) 法第24条の 2 の 2 の規定による第二種動物取扱業の届出の受理

(17) 法第24条の 3 の規定による変更の届出の受理

(18) 法第25条第 1 項の規定による周辺の生活環境の保全等に係る指導又は助言

別表くらし保健福祉部の表中23の項を削り、24の項を23の項とする。

別表土木部の表 5 の 3 の項中第18号を第23号とし、第17号を第22号とし、第16号を第18号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(19) 法第12条の 5 第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による協議及び同意

(20) 法第49条第 1 項の規定による浄化槽台帳の作成

(21) 法第49条第 2 項の規定による情報提供の要求

別表土木部の表 5 の 3 の項中第15号を第17号とし、第12号から第14号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第11号中「第11条の 2」を「第11条の 3」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の 2 号を加える。

(11) 法第11条の 2 第 1 項の規定による浄化槽の使用の休止の届出の受理

(12) 法第11条の 2 第 2 項の規定による浄化槽の使用の再開の届出の受理

別表土木部の表 5 の 3 の項に次の 3 号を加える。

- (24) 法附則第11条第 1 項の規定による特定既存単独処理浄化槽についての助言又は指導
- (25) 法附則第11条第 2 項の規定による特定既存単独処理浄化槽についての勧告
- (26) 法附則第11条第 3 項の規定による勧告に係る措置命令

第 2 条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表くらし保健福祉部の表中22の項を削り，23の項を22の項とする。

附 則

- 1 この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条中別表 P R ・観光戦略部の表 1 の項第 5 号の改正規定 公布の日
 - (2) 第 1 条中別表土木部の表 5 の 3 の項の改正規定 令和 2 年 4 月 1 日
 - (3) 第 1 条中別表くらし保健福祉部の表 21 の 2 の項の改正規定及び次項の規定 令和 2 年 6 月 1 日
 - (4) 第 1 条の規定（前 3 号に掲げる改正規定を除く。） 動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年鹿児島県条例第 17 号）附則第 1 項ただし書の規則で定める日
 - (5) 第 2 条の規定 令和 3 年 6 月 1 日

- 2 前項第 3 号に掲げる改正規定の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は同号に掲げる改正規定の施行の日前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で，同日以後においては市町村の長が管理し，及び執行することとなる事務に係るものは，同日以後における当該法令の適用については，市町村の長のした処分その他の行為又は市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 12 号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成 12 年鹿児島県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ぐらし保健福祉部の表 2 の項の(3)のソ中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め，同項の(3)のタ中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め，同項の(3)のハ中「しょう油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め，同項の(3)のマ中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め，同表 14 の項の(1)中「及び政令第 36 条の 7 第 1 項」を削り，「若しくは輸入業（政令第 36 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する製剤製造業者等（以下この項において「製剤製造業者等」という。）に限る。この項の(3)，(6)，(8)及び(9)において同じ。）」を「，輸入業」に改め，同項の(2)を削り，同項の(3)中「第 4 条第 4 項及び政令第 36 条の 7 第 1 項」を「第 4 条第 3 項」に，「若しくは」を「，」に改め，同項の(3)を同項の(2)とし，同項中(4)を削

り、(5)を(3)とし、同項の(6)中「及び政令第36条の7第1項」を削り、同項の(6)を同項の(4)とし、同項の(7)を削り、同項の(8)中「及び第36条の6第1項」を削り、「若しくは」を「,」に改め、同項の(8)を同項の(5)とし、同項の(9)中「及び第36条の6第1項」を削り、「若しくは」を「,」に改め、同項の(9)を同項の(6)とする。

別表第1 商工労働水産部の表10の項の(1)のイの(ケ)の a 中「1トン以下のもの」の次に「(d 又は e に掲げるものを除く。)」を加え、「(最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下この項において同じ。))又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下この項において同じ。))がひょう量の10,000分の1未満のものにあつては、2倍の金額とする。以下 c までにおいて同じ。)」を削り、「2,350円」を「2,400円」に改め、同項の(1)のイの(ケ)の b 中「あるもの」の次に「(d に掲げるものを除く。)」を加え、同項の(1)のイの(ケ)の c 中「その他のもの」を「a 又は b に掲げるもの以外のもの(d 又は e に掲げるものを除く。))」に、「350円」を「360円」に、「1,550円」を「1,600円」に改め、同項の(1)のイの(ケ)に次のように加える。

- | |
|--|
| <p>d 最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下この項において同じ。))又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下この項において同じ。))がひょう量の10,000分の1未満のもの この項の(1)のイの(ケ)の a から c までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2倍の金額</p> <p>e 2以上の計量範囲を有するもの(d に掲げるものを除く。)) 最大のひょう量の区分に応じ、この項の(1)のイの(ケ)の a 又は c に掲げる金額に、計量範囲が1増すごとに、当該金額の5割に相当する額を加えた金額</p> |
|--|

別表第1 商工労働水産部の表10の項の(3)のアの(ケ)中「1トン以下のもの」の次に「(㊦)又は(㊧)に掲げるものを除く。)」を加え、同項の(3)のアの(ケ)の a 中「(最小の目盛又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあつては、2倍の金額とする。以下(㊦)までにおいて同じ。))」を削り、同項の(3)のアの(イ)中「あるもの」の次に「(㊦)に掲げるものを除く。))」を加え、同項の(3)のアの(㊨)中「その他のもの」を「(㊦)又は(㊧)に掲げるもの以外のもの(㊦)又は(㊧)に掲げるものを除く。))」に改め、同項の(3)のアに次のように加える。

- | |
|---|
| <p>(㊦) 最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のもの この項の(3)のアの(ケ)から(㊨)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2倍の金額</p> <p>(㊧) 2以上の計量範囲を有するもの(㊦)に掲げるものを除く。)) 最大のひょう量の区分に応じ、この項の(3)のアの(ケ)又は(㊨)に掲げる金額に、計量範囲が1増すごとに、当該金額の5割に相当する額を加えた金額</p> |
|---|

別表第1 商工労働水産部の表10の項の(6)のイの(ケ)の f 中「7,100円」を「7,200円」に改め、同項の(6)のイの(イ)の a 中「8,000円」を「8,100円」に改め、同項の(6)のイの(イ)の b 中「660円」を「670円」に、「9,200円」を「9,300円」に改め、同項の(6)のウの(ケ)中「13,900円」を

「14,000円」に改め、同項の(6)のウの(イ)中「34,600円」を「34,700円」に改める。

別表第 1 農政部の表 6 の項の(1)のク中「1,220円」を「1,230円」に改め、同項の(1)のサの(ケ)中「2,530円」を「2,540円」に改め、同項の(1)のサの(イ)中「610円」を「620円」に改め、同項の(1)のシの(ケ)中「4,500円」を「7,400円」に改め、同項の(1)のシの(イ)中「5,000円」を「8,000円」に改め、同項の(1)のシの(ウ)中「29,500円」を「34,400円」に改め、同項の(2)のア中「680円」を「690円」に改める。

別表第 1 土木部の表 2 の項の(14), (17), (20)の 5, (21), (22)の 2 から(23)の 2 までの規定, (25)から(26)の 2 までの規定及び(33)から(33)の 3 までの規定中「27,000円」を「28,000円」に改め、同表14の 6 の項の(3)のアの(イ)及びイの(イ)中「もの」の次に「又はモデル住宅法若しくはフロア入力法を用いて計算したもの」を加える。

別表第 1 危機管理防災局の表 3 の項の(17)のイ中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「, 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

別表第 1 警察本部の表 2 の項の(3)中「第 7 条第 4 項」を「第 7 条第 5 項」に改める。

別表第 2 の 2 の項の次に次のように加える。

2 の 2 調理師法第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく調理師試験の実施	調理師法第 3 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働大臣が指定する者
---	-------------------------------------

別表第 2 の 4 の項中「第 4 条第 2 項又は第 3 項」を「第 4 条第 3 項又は第 5 項」に改め、同表 4 の 2 の項中「よる」を「基づく」に改め、同表 4 の 4 の項及び 4 の 5 の項中「並びに第 23 条の 2」を削り、同表 4 の 6 の項中「より」を「基づく」に改め、同表 4 の 7 の項中「二級建築士免許証」を「建築士法第 5 条第 3 項の規定に基づく二級建築士免許証」に改める。

附 則

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 2 の改正規定（2 の項の次に次のように加える部分を除く。） 公布の日
- (2) 別表第 1 暮らし保健福祉部の表 2 の項の改正規定 令和 2 年 6 月 1 日

2 この条例（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の鹿児島県手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請等がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請等がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

.....

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第13号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鹿児島県条例第30

号) の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県歴史資料センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 14 号

鹿児島県歴史資料センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鹿児島県歴史資料センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例（昭和 58 年鹿児島県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県歴史・美術センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例

第 1 条中「鹿児島県歴史資料センター黎明館^{れい}」を「鹿児島県歴史・美術センター黎明館^{れい}」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

区 分	入 館 料		
	普 通 入 館 料		年間 入館料
	個人	団体（20人以上の場合に限る。）	
小学校の児童及び中学校の生徒	150円	1人につき 80円	300円
高等学校の生徒，大学の学生及びこれらに準ずる者	250円	1人につき 150円	500円
その他の者（未就学児を除く。）	400円	1人につき 300円	800円
未就学児	無料		

附 則

- この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「歴史資料センター黎明館^{れい}」を「歴史・美術センター黎明館^{れい}」に改める。

.....

鹿児島県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第15号

鹿児島県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の 5 第 1 項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「無料低額宿泊所」とは、法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する事業を行う施設であって、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 34号。以下「省令」という。）で定める範囲のものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 法第68条の 5 第 1 項に規定する条例で定める無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、省令で定める基準の例による。この場合において、省令第28条中「入居者」とあるのは、「入居者又はその家族」とする。

(非常災害に関する具体的計画等)

第 4 条 無料低額宿泊所が定める非常災害に対する具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の具体的計画の概要を当該施設において入居者及び従業員に見やすいように掲示しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、非常災害時における入居者の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条の 2 第 2 号の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県食品行商取締条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第16号

鹿児島県食品行商取締条例を廃止する条例

鹿児島県食品行商取締条例（昭和25年鹿児島県条例第55号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

.....

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第17号

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年鹿児島県条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例

第1条中「第34条第1項」を「第37条の3第1項」に改める。

第2条第1号中「第2条」を「第3条」に改める。

第10条第1項中「第34条第1項」を「第37条の3第1項」に、「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「又は法」を「、第24条の2第3項、第25条第5項又は」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第11条の2 この条例の規定は、鹿児島市の区域については、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第11条の次に1条を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

.....

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第18号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

第1条 食品衛生法施行条例（平成12年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 50 条第 2 項及び第 51 条並びに」を「第 51 条及び」に改め、「、公衆衛生上講
ずべき措置の基準」を削る。

第 2 条を削る。

第 3 条中「別表第 2 及び別表第 3」を「別表第 1 及び別表第 2」に改め、同条を第 2 条と
する。

第 4 条中「別表第 4」を「別表第 3」に改め、同条を第 3 条とする。

別表第 1 及び別表第 1 の 2 を削り、別表第 2 中「第 3 条関係」を「第 2 条関係」に改め、
同表を別表第 1 とする。

別表第 3 中「第 3 条関係」を「第 2 条関係」に改め、同表の 15 の項中「魚介類せり売営業」
を「魚介類競り売り営業」に改め、同項(1)中「せり場」を「競り場」に改め、同項(4)中「せ
り売場」を「競り売り場」に改め、同表の 16 の項中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製
品製造業」に改め、同表の 26 の項中「しょう油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同項
(2)中「しょう油」を「しょうゆ」に改め、同表の 31 の項中「めん類製造業」を「麺類製造業」
に改め、同項(3)中「乾めん」を「乾麺」に改め、同項(4)中「ゆでめん」を「ゆで麺」に改め、
同表を別表第 2 とする。

別表第 4 中「第 4 条関係」を「第 3 条関係」に改め、同表を別表第 3 とする。

第 2 条 食品衛生法施行条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 51 条」を「第 54 条」に改める。

第 2 条を次のように改める。

(施設の基準)

第 2 条 法第 54 条に規定する公衆衛生の見地から必要な施設の基準は、食品衛生法施行規則
(昭和 23 年厚生省令第 23 号) 第 66 条の 7 に規定する基準の例による。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準の
一部を緩和することができる。

第 3 条中「別表第 3」を「別表」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を削り、別表第 3 を別表とする。

附 則

- 1 この条例中第 1 条及び次項の規定は令和 2 年 6 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 3 年 6 月
1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正前の食品衛生法施行条例第 2 条、別表第 1 及び別表第 1 の 2 の規
定は、令和 3 年 5 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条第 1
項中「法」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）第 1 条
の規定による改正前の食品衛生法」とする。

.....

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布す
る。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第19号

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例（昭和62年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「15,090円」を「15,180円」に改め、同号イ中「4,520円」を「4,540円」に改め、同項第 2 号イ中「9,050円」を「9,110円」に改め、同項第 3 号中「10,830円」を「10,890円」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第20号

鹿児島県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

鹿児島県立職業能力開発校条例（昭和44年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 3 号を次のように改める。

(3) 授業料 年額 118,800円

第 5 条（見出しを含む。）中「授業料」を「入校料及び授業料」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 知事は、前条の規定により入校料を減免したときは、前項の規定にかかわらず、入校料の全部又は一部を返還するものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第21号

鹿児島県漁港管理条例の一部を改正する条例

鹿児島県漁港管理条例（昭和32年鹿児島県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「1 月（工作物の設置を目的とする占用にあつては 1 年）」を「10年」に改める。

別表第 1 中「411円」を「419円」に改める。

別表第 2 占用料の項中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

別表第 3 の 2 の表宅地の項中「90」を「91」に、「100」を「102」に改め、同表広告宣伝施設用地の項中「900」を「910」に改める。

附 則

- 1 この条例中第 4 条第 3 項、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定並びに次項の規定は公布の日から、その他の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県漁港管理条例（以下「新条例」という。）別表第 1 の規定は、この条例の公布の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第 3 の 2 の表の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の許可に係る占用料について適用し、同日前の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

.....

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 22 号

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例の一部を改正する条例

大隅加工技術研究センター使用料徴収条例（平成 27 年鹿児島県条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「112,400円」を「113,920円」に改め、同項第 2 号中「139,520円」を「141,120円」に改め、同項第 3 号中「359,040円」を「363,760円」に改め、同項第 4 号中「120,535円」を「130,590円」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 23 号

鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和 57 年鹿児島県条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 授業料 年額 118,800円

第 9 条の見出し中「授業料」を「入学料等」に改め、同条中「授業料の」を「入学料及び授業料（以下「入学料等」という。）の」に、「授業料を減額し、又は免除する」を「入学料等を減免する」に改める。

第 10 条に次の 1 項を加える。

- 2 知事は、前条の規定により入学料を減免したときは、前項の規定にかかわらず、入学料の全部又は一部を返還するものとする。

附 則

- 1 この条例中第 9 条及び第 10 条の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から、その他の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 4 月 1 日前から引き続き在学する者に係る授業料は、改正後の鹿児島県立農業大学の設置及び管理に関する条例第 7 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

.....

病虫害防除所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 24 号

病虫害防除所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例

病虫害防除所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例（昭和 63 年鹿児島県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

題名中「等」を削る。

第 1 条中「。以下「法」という。」、「及び第 33 条第 1 項」及び「等」を削る。

第 3 条を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 25 号

鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本県の主要農作物の優良な種苗の生産及び普及に関し必要な事項を定めることにより、主要農作物の優良な種苗の将来にわたる安定的な生産及び供給を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主要農作物 稲、麦、大豆及びさとうきびをいう。
- (2) 種苗 種苗法（平成10年法律第83号）第 2 条第 3 項に規定する種苗をいう。
- (3) ほ場審査 知事が、種苗生産ほ場において栽培中の主要農作物の生育状況等について審査することをいう。
- (4) 生産物審査 知事が、種苗生産ほ場において生産された稲、麦及び大豆の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。
- (5) 種苗生産者 主要農作物の種苗を生産する者をいう。
- (6) 関係機関等 主要農作物の種苗の生産及び供給に関係する機関又は団体をいう。

（県の責務）

第 3 条 県は、主要農作物の優良な種苗の生産及び普及に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、種苗生産者及び関係機関等との連携を図るものとする。

（種苗生産者及び関係機関等の責務）

第 4 条 種苗生産者及び関係機関等は、この条例の目的を達成するため、県が実施する主要農作物の優良な種苗の生産及び普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（ほ場の指定）

第 5 条 知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種苗を生産する者が経営するほ場を指定種苗生産ほ場として指定する。

（審査）

第 6 条 指定種苗生産ほ場の経営者（以下「指定種苗生産者」という。）は、その経営する指定種苗生産ほ場についてほ場審査を受けなければならない。

2 知事は、前項のほ場審査の結果、当該主要農作物が知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、指定種苗生産者に対し、ほ場審査証明書を交付するものとする。

3 稲、麦及び大豆の種子を生産する指定種苗生産者は、指定種苗生産ほ場において生産された種子について、生産物審査を受けなければならない。

4 知事は、前項の生産物審査の結果、当該主要農作物の種子が知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、指定種苗生産者に対し、生産物審査証明書を交付するものとする。

（指導等）

第 7 条 知事は、指定種苗生産者又は指定種苗生産者に主要農作物の種苗の生産を委託した者に対し、主要農作物の優良な種苗の生産及び普及のために必要な指導、助言及び勧告を行うものとする。

（原種及び原原種の生産）

第 8 条 知事は、ほ場の設置等により、指定種苗生産ほ場において主要農作物の優良な種苗の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作

物の原原種の確保が図られるよう主要農作物の原種及び原原種（さとうきびにあっては、原種に限る。）の生産を行うものとする。

2 知事は、知事以外の者が経営するほ場において、稲、麦及び大豆にあっては原種又は原原種が、さとうきびにあっては原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ場又は指定原原種ほ場として指定することができる。

3 前 2 条の規定は、指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

(優良な品種を決定するための試験)

第 9 条 知事は、本県に普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するため必要な試験を行うものとする。

(財政上の措置)

第 10 条 県は、主要農作物の優良な種苗の生産及び普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前に知事がした指定その他の行為であつて、第 5 条、第 6 条及び第 8 条の規定による行為に相当するものは、それぞれこれらの規定によりされたものとみなす。

.....

鹿児島県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 26 号

鹿児島県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県流水占用料等徴収条例（平成 12 年鹿児島県条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 その他の用水の項中「940」を「950」に改める。

別表第 2 宅地の項中「90」を「91」に、「100」を「102」に改め、同表取水又は放水施設用地の項中「14,000」を「14,100」に改め、同表娯楽施設用地の項中「98」を「99」に改め、同表広告宣伝施設用地の項中「900」を「910」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第27号

鹿児島県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県海岸占用料等徴収条例（平成12年鹿児島県条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 宅地の項中「90」を「91」に，「100」を「102」に改め，同表広告宣伝施設用地の項中「900」を「910」に改める。

附 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第28号

鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例（平成12年鹿児島県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 広告宣伝施設用地の項中「900円」を「910円」に改める。

附 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第29号

鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例

鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項の表中「平成32年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に，「平成32年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改める。

別表第 3 宅地の項中「90」を「91」に，「100」を「102」に改め，同表広告宣伝施設用地の項中「900」を「910」に改める。

附 則

1 この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし，附則第 5 項の改正規定及び次項の規定は，公布の日から施行する。

2 鹿児島県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成31年鹿児島県条例第28号）の一部を次

のように改正する。

附則第 3 項中「平成32年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

.....

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第30号

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年鹿児島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(8) 第 2 条第 2 項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者で第10条第 8 項に規定する要件を欠くもの

第10条第 8 項を次のように改める。

8 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、浄化槽管理士に、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

附 則

この条例中第10条第 8 項の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から、その他の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第31号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和46年法律第77号」の次に「。以下「給特法」という。」を加える。

本則に次の 1 条を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等の措置）

第 7 条 義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、給特法第 7 条第 1 項に規定する指針に基づき、当該義務

教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 32 号

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員定数条例（昭和 51 年鹿児島県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「3, 217 人」を「3, 183 人」に改め、同条第 3 号中「1, 581 人」を「1, 585 人」に改め、同条第 4 号中「12, 112 人」を「12, 191 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第 33 号

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 45 年鹿児島県条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 070 円」を「1, 080 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。